新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況(令和2年9月14日~9月20日)

1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

合計	1,658	3,381	5,039	
その他	190	659	849	
ブラジル	44	57	101	
ネパール	18	164	182	
米国	97	135	232	
フィリピン	43	201	244	
台湾	65	198	263	
インド	36	248	284	
タイ	319	46	365	
韓国	73	507	580	
ベトナム	621	140	761	
中国	152	1,026	1,178	
国籍・地域	新規入国	再入国	合計	
	7 [276]			

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法	高度専門職	3	29	32
別表第1	経営・管理	4	112	116
	技術・人文知識・国際業務	120	392	512
	企業内転勤	5	47	52
	介護	1	0	1
	特定技能	25	11	36
	技能実習	607	29	636
	短期滞在	307	0	307
	留学	131	851	982
	研修	1	0	1
	家族滞在	36	487	523
	その他	82	401	483
	小計	1,322	2,359	3,681
入管法	永住者	1	639	640
別表第2	日本人の配偶者等	195	207	402
	永住者の配偶者等	42	46	88
	定住者	98	130	228
	小計	336	1,022	1,358
	合計	1,658	3,381	5,039

注音

- 1. 特段の事情による入国者には「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」(令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部)に基づく入国,「国際的な人の往来の再開等」(令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部)の1に基づく入国,個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものなどが含まれる。
- 2. 「中国」には香港、マカオを含む(以下同じ)。
- 3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」,「高度専門職1号ロ」,「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である(以下同じ)。
- 4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」,「技能実習1号ロ」,「技能実習2号イ」,「技能実習2号ロ」,「技能実習3号ロ」の合計である(以下同じ)。
- 5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である(以下同じ)。

(2) (1)のうち、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

ア 国籍・地域別

	新規入国	再入国	合計
ベトナム	528	3	531
タイ	295	6	301
台湾	29	0	29
マレーシア	2	0	2
合計	854	9	863

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法	高度専門職	0	0	0
別表第1	経営・管理	2	1	3
	技術・人文知識・国際業務	111	4	115
	企業内転勤	5	0	5
	介護	1	0	1
	特定技能	24	0	24
	技能実習	607	4	611
	短期滞在	104	0	104
	研修	0	0	0
	特定活動	0	0	0
	合計	854	9	863

注:「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」(令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部)に基づく入国

(3)乗員上陸許可者数

米国	1,620
フィリピン	830
インド	210
インドネシア	150
中国	149
オランダ	115
フランス	109
ロシア	77
カナダ	74
ドイツ	62
その他	695
合計	4,091

| **一百計** | 7,0004 | ※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
0	2	2